

販売士検定試験 受験に関する注意事項

1. 持参するもの

- 受験票
- 身分証明書(本人確認に使用します。原則として、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる、運転免許書、パスポート、学生証、社員証など。身分証明書をお持ちでない方は、松本商工会議所までご相談ください。)
- 筆記用具 (HBまたはBの黒鉛筆及び消しゴムのみ)
- そろばん又は電卓
- 計算機能だけのものに限る。印刷(出力)機能、メロディー(音の出る)機能、プログラム機能(例:関数計算等の多機能な電卓、売価・原価計算等公式の記憶機能がある電卓)、辞書機能(文字入力を含む)のあるものは不可。ただし、日数計算・時間計算・換算・税計算・検算(音の出ないものに限る)の機能は使用可。

2. 集合時間までに試験会場に入場するよう時間厳守してください。

3. 試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

4. 試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

5. 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験開始後の質問には応じません。

6. 試験開始から20分間経過しないと退席は認めません。

7. 解答記入上の注意

[1級]

(1) 正誤法・補足法・組み合わせ法による問題の注意事項

次の注意に反したときは無効とします。

ア 答案用紙はマークシートですから、答は、HB又はBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB又はB以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。)

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、新しい答をマークし直してください。

ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。例えば、すべて1あるいは2、又は1・2・3…などと順に選択した場合は、無効となります。

エ 同一の問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

販売士検定試験 受験に関する注意事項

(2) 記述法による問題の注意事項

記述法の問題は、問題文の中に解答すべき内容あるいは解答の留意事項を指示してありますから、それに従って解答してください。指示に従わないで解答した場合は、無効となります。

(3) 計算法による問題の注意事項

計算法の問題は、計算式又は計算結果(答)あるいはその両方を解答するよう留意事項として指示してありますから、それに従って解答してください。指示に従わないで解答した場合は、無効となります。

[2級・3級]

(1) 筆記試験全般に共通する注意事項

次の注意に反したときは、無効とします。

ア 答案用紙はマークシートですから、答は、HB 又は B の硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB 又は B 以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。)

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、新しい答をマークし直してください。

ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。

例えば、すべて 1 あるいは 2、又は 1・2・3…などと順に選択した場合は、無効となります。

エ 同一問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

8. 合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という)には、認定証(カード型)及び合格証書を交付します。なお、希望者には有料で合格章(バッジ)を交付します。

9. 認定証(カード)等は、合格後 5 年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので、大切に保管してください。

10. 合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。その場合は、希望により合格証明書(有料 1,030 円)を発給します。また、認定証(カード)を紛失または、破損した場合は希望により再発行(有料 3,090 円)しますので、松本商工会議所または最寄りの商工会議所へ申し出てください。